



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年12月25日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成18年12月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人じろ倶楽部
- 3 代表者の氏名
木村 知広
- 4 主たる事務所の所在地
南佐久郡小海町大字小海4242番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、子どもをはじめ、障がいのある人も、お年よりも、すべての人に対して、地域の文化・伝統・環境を伝え残していく為の活動を通じて、活き活きと楽しく暮らせる場を提供し、持続可能な社会づくりに寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年12月25日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成18年12月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人薪の会
- 3 代表者の氏名
山野 勉
- 4 主たる事務所の所在地
長野県伊那市長谷溝口741番地10
- 5 定款に記載された目的
この法人は、地域（伊那市を含む上伊那地区およびその周辺）に居住するできるだけ多くの人々に対し、薪を中心とした循環型エネルギーの利用推進を行い、森林資源の有効利活用、森林の保全育成に寄与する活動を目的とする。さらに、日常生活の中で山に接する機会を増やすような活動を行ってゆく。

NPO活動推進課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年12月25日

長野県知事 村井 仁

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務
長野県庁非常用自家発電設備整備点検作業一式
 - (2) 役務の特質
長野県庁舎の非常用自家発電設備3台（議会増築棟 1,000 KVA、西庁舎 750KVA、西庁舎電算用 500KVA）の整備点検作業
 - (3) 履行期間
契約締結日から平成19年2月9日まで
 - (4) 履行場所
長野市大字南長野字幅下692-2
長野県庁舎
 - (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当するものであることとします。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
長野市大字南長野字幅下692-2
長野県総務部管財課
電話 026 (235) 7045
- 4 入札手続等
 - (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成19年1月16日 午後2時
イ 場所 長野県庁 本館2階入札室
 - (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
 - (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める書類を、平成19年1月10日（水）午後5時までに提出してください。なお、提出した書類の内容等について不備な事項等があった場合

は、開札日の前日までに入札に参加を希望する者の負担において当該書類の再提出を行うなど完全な説明をしてください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

管 財 課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年12月25日

長野県知事 村 井 仁

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

県庁水噴霧消火ポンプ用高圧電動機修繕

(2) 役務の特質

県庁舎の本館にある水噴霧消火ポンプ用の高圧電動機の修繕

(3) 履行期間

着手の日から50日間(平成19年3月22日までを予定)

(4) 履行場所

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県庁舎

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当するものであることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 長野県建設工事入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

ア 業種及び資格総合点数

消防施設工事 873点以下の資格を有していること。

イ 営業所の所在地に関する要件

北信地区(長野、北信地方事務所管内)に本店または営業所を有していること。

- (3) 建設業法第28条に基づく営業停止処分を受けていない者であること。

- (4) 指名停止措置を受けていない者であること。

3 入札心得、設計図書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026(235)7045

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年1月17日 午前10時30分

イ 場所 長野県庁 西庁舎103号会議室

- (3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

- (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札心得に定める必要事項について説明した書類を、平成19年1月11日(木)午後3時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

- (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

- (8) 契約書作成の要否

必要とします。

- (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札心得によります。

管 財 課

公告

上伊那郡辰野町における県営辰野地区上野換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定により、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成18年12月25日

長野県知事 村 井 仁

1 縦覧に供する書類

県営辰野地区上野換地区土地改良事業換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成18年12月26日から平成19年1月29日まで

3 縦覧の場所

上伊那郡辰野町役場

農地整備課

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、長野県議会からの監査の請求に係る長野県監査委員の監査の結果に基づき長野県監査委員が講じた措置について、次のとおり通知があったので、同項の規定により、これを公表します。

平成18年12月25日

長野県監査委員 樽 川 通 子

同 東 方 久 男

同 宮 澤 敏 文

18監査第63号

平成18年（2006年）12月18日

長野県監査委員 樽 川 通 子

長野県監査委員 東 方 久 男 様

長野県監査委員 宮 澤 敏 文

長野県代表監査委員職務代理者 樽 川 通 子

議会請求監査結果に係る勧告に対する措置について

(通知)

平成18年11月7日付18監査第54号で勧告のあった丸山勝司前代表監査委員の公用携帯電話の不適正使用に係る公金支出額の返還については、下記のとおりです。

記

1 返還措置

平成18年11月7日付で本人あて書面により返還を請求した。

返還請求金額 317,579円

(民法第704条の規定により、県が支出した日の翌日から返還日までの期間について民法

第404条に規定する法定利率（年5分）による利息を付す。）

納期限 平成18年11月21日

2 返還の状況

返還日 平成18年11月27日

返還額 336,552円（不当支出額317,579円、利息18,973円）

3 その他の措置

- (1) 今後監査委員は公用携帯電話を所持しないこととし、対象の公用携帯電話は平成18年11月24日解約した。
- (2) 監査委員のサービスを具体化した規程の検討及び監査委員事務局の内部牽制が有効に機能するような事務処理制度への改善に取り組むこととし、作業に着手した。

監査委員事務局

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年12月25日

長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 峯 山 強

1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等及び数量

CALS/E C電子納品対応システム（ソフトウェア及び周辺機器）一式

- (2) 物品等の特質

仕様書のとおりです。

- (3) 借入期間

平成19年2月1日から平成19年3月31日

- (4) 借入場所

仕様書のとおりです。

- (5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2
長野県企業局 事業課
電話 026 (235) 7381

4 入札手続等

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年1月18日(木) 午前10時

イ 場所 長野県庁 西庁舎302号会議室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成19年1月17日(水) 午後5時

イ 場所 長野県企業局 事業課

(県庁専用郵便番号 380-8570)

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書のとおりです。

事業課

正 誤

平成18年10月31日付け長野県公営企業管理規程第6号「長野県企業局の組織に関する規程の一部を改正する管理規程」中

ページ 行(箇所) 誤

25 右側下から10 「|チーム|」を「|課|」

正

「チーム」を「課」

経営企画課

平成18年10月31日付け長野県教育委員会訓令第9号「長野県教育委員会文書規程の一部改正」中

ページ 行(箇所) 誤

9 右側16 「教育総務チームリーダー」

正

「教育振興チームリーダー」

教育総務課